

## 当社が相手方となった取引について

これは、暗号資産交換業者に関する内閣府令第23条第2項（ロ）の規定に従いお客様が「暗号資産取引所」に発注した注文に対し、当社が相手方となって取引が成立したときに、お客様にその旨を通知するもとともに、当社の最良執行方針に適合していることを説明するものです。

当社の注文がお客様の注文の相手方となり成立したのは、当社が流動性の供給又は暗号資産ポジションの調整を目的とした注文を「暗号資産取引所」に注文したためであり、お客様からいただいた注文を、当社が受注後に執行方法を変更したわけではなく、当社の最良執行方針に適合しております。